

大和市立病院の会計年度任用職員の報酬等に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月30日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第45号

大和市立病院の会計年度任用職員の報酬等に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

大和市立病院の会計年度任用職員の報酬等に関する特例を定める規則（令和2年大和市規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

31	病院特定行為研修修了看護師（日勤）	2,175
----	-------------------	-------

別表備考第1項を次のように改める。

- この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 初級 大和市立病院における勤務年数（以下この項において「勤務年数」という。）が3年未満の場合をいう。
 - 中級 勤務年数が3年以上5年未満の場合をいう。
 - 上級 勤務年数が5年以上の場合をいう。
 - 病院特定行為研修修了看護師 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第1号に掲げる特定行為に関する業務に従事する看護師（当該特定行為に係る同項第4号に掲げる特定行為研修を修了した者に限る。）をいう。

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の勤務に対する報酬について適用し、同日前までの勤務に対する報酬については、なお従前の例による。